

Ⅵ 不正請求等への対応

今年6月、厚生労働省から障がい福祉サービス等事業所の不正請求等の対応における留意事項が示されました。

- 1 指導監査の強化
日常のサービスの提供状況を確認できないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知する。
- 2 悪質な事案への対応
悪質な事案には刑事告訴を検討する。
- 3 組織的な不正行為への対応
指定の事前調査を確実に実施するなど、指定に係る欠格事由の確認を徹底する。
- 4 返還請求額の徴収
地方税の滞納処分の例により処分するなど不正利得の徴収の徹底を図る。

VI 不正請求等への対応

今年6月、厚生労働省から示された通知

<p style="text-align: right;">事務連絡 平成28年6月20日</p> <p>都道府県 各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中 中核市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害福祉部 企画課 監査指導室 障害福祉課障害児・発達障害者支援室</p> <p style="text-align: center;">障害福祉サービス等の不正請求等への対応について</p> <p>先般、平成26年度における障害者支援施設等の指導監査の概況をとりまとめ、また、本年5月16日付けの事務連絡により、放課後等デイサービス事業所に対する行政処分の状況を確認するための調査を行ったところです。</p> <p>これらの結果等を踏まえ、障害福祉サービス等事業所の不正請求等への対応に関して、下記のとおり留意事項をまとめましたので、これにより不正請求等への対応の一層の強化を図っていただくようお願いします。</p> <p>また、各都道府県におかれましては、貴管内の関係機関等に対する周知徹底方よろしくお取り計らい願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 障害福祉サービス等事業所の不正請求等の対応における留意事項</p> <p>(1) 指導監査の強化</p> <p>利用者等から不正請求等に関する情報提供があった場合、機動的かつ適切な対応を行い、疑いのある事業所について、深度ある実地監査を行うこと。</p> <p>また、指定障害福祉サービス事業者等指導指針及び指定障害児通所支援等事業者等指導指針において、「指導対象となる事業所において障害者（児）虐待が疑われているなどの理由より、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知するものとする。」とされているが、人員配置基準の虚偽等、不正が疑われている場合についても、当該規定を積極的に活用することにより、効果的な実地指導（出勤や給与支払の状況簿の確認、勤務状況のヒアリング等）を周期的に実施すること。</p> <p>(2) 悪質な事案への対応</p> <p>虚偽の報告や監査妨害、不正請求額が高額で返還の意思がない場合など、特に悪質な事案については、行政処分に加えて、刑事告発を検討すること。</p>	<p>(3) 組織的な不正行為への対応</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第36条第3項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第2項において、過去に指定を取り消された事業者と密接な関係を有する事業者は指定をしてはならないこととされており、指定の事前調査を確実に実施するなど、指定に係る欠格事由の確認を徹底することにより、組織的な不正行為への対応の強化を図ること。</p> <p>(4) 返還請求額の徴収</p> <p>障害者総合支援法第8条第3項及び児童福祉法第57条の2第6項において、不正請求における不正利得の徴収については、地方税の滞納処分の例により処分することができることとされているため、不正請求額が高額で返還の意思がない場合などにおいては、当該規定を活用し、不正利得の徴収の徹底を図ること。</p> <p>2. 放課後等デイサービス事業所の不正請求等の対応における留意事項</p> <p>(1) 本年5月16日付けの事務連絡による調査結果によると、行政処分を受けた放課後等デイサービス事業所の大半を営利法人が占めていること等を踏まえ、特に営利法人の事業所及び新規開設の事業所、その他重点的な実地指導を行う必要があると認められる事業所について、少なくとも2年程度（新規開設時は1年程度）を目途として、1. に示した対応を含め、重点的に実地指導を行うこと。</p> <p>放課後等デイサービスの指導監査の実施状況等については、当面の間、別途お示しする方法により、四半期ごとに厚生労働省に報告すること。</p> <p>(2) 放課後等デイサービス事業所の不正請求等の内容については、主に、サービス提供の虚偽による不正請求や人員配置の虚偽による指定申請及び不正請求であったことを踏まえ、サービス提供実績記録票の精査や指定時の審査等、指導監査以外においても、不正請求等が行われないよう防止策を講じること。</p>
--	---

関係法令等

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
<p style="text-align: center;">障害福祉サービス 移動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 共同生活援助 	法律	<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年11月7日法律第123号)</p> <p>○社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)</p> <p>○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24日法律第79号)</p>
	基準省令	<p>○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)</p>
	解釈通知	<p>○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)</p>
	報酬告示 札幌市告示	<p>○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)</p> <p>○札幌市移動支援事業実施要綱第9条の規定に基づく費用の額の算定に関する基準(平成26年札幌市告示第859-8号)</p>
	留意事項 通知	<p>○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)</p>
	条 例	<p>○札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成24年10月3日札幌市条例第43号)</p>
	要 綱	<p>○札幌市移動支援事業事業者登録要綱(平成18年9月26日保健福祉局理事決裁)</p>
	ガイドライン	<p>○札幌市移動支援事業 移動支援ガイドライン(平成28年8月札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課)</p>

関係法令等

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
障害者支援施設	法律	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年11月7日法律第123号) ○社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号) ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24日法律第79号)
	基準省令	○障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)
	解釈通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年1月26日障発第0126001号)
	報酬告示	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)
	留意事項通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)
	条例	○札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成24年10月3日札幌市条例第43号)

関係法令等

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
<p style="text-align: center;">地域相談支援 計画相談支援 障害児相談支援</p> <p>・ 地域相談支援 地域移行支援 地域定着支援</p>	法律	<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年11月7日法律第123号)</p> <p>○児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)</p> <p>○社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)</p> <p>○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24日法律第79号)</p>
	基準省令	<p>○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第27号)</p> <p>○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第28号)</p> <p>○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第29号)</p>
	解釈通知	<p>○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第21号)</p> <p>○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第22号)</p> <p>○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第23号)</p>
	報酬告示	<p>○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年3月14日厚生労働省告示第124号)</p> <p>○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年3月14日厚生労働省告示第125号)</p> <p>○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年3月14日厚生労働省告示第126号)</p>
	留意事項通知	<p>○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年10月31日障発第1031001号)</p> <p>○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成24年3月30日障発0330第16号)</p>